

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経営総務部 資産経営課

番号 10

許認可等の内容		山林、原野等の障害物の伐除のための許可
根拠法令及び条項		土地収用法 第14条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 土地収用法第11条及び同法第12条の手続きがなされていること。ただし、当該土地の所有者または占有者が立入について同意している場合はこの限りではないが、申請のあった事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。</p> <p>2 許可の対象となる測量又は調査には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれるものとする。</p> <p>3 許可の対象には障害物の伐除に関する作業に必要な資機材や足場等の設置も含むものとする。</p> <p>4 許可の対象となる障害物には一般の家屋、集会所は含まれないが、仮設物であっても、機能が垣、さくの機能に類するものであれば含まれるものとする。</p> <p>5 許可の範囲については通常必要とされる範囲であるかどうかを個々具体的に判断するものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 (年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 (年 月 日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	<p>6 同一の土地、物件について2回以上の許可を受けることができるものとする。</p> <p>7 あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であると認められるとは次のいずれかに該当した場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 所有者及び占有者が不明であること。② 所有者及び占有者の所在が不明であること。③ 所有者及び占有者が多数に及ぶこと。④ あらかじめ意見を述べる機会を付与したり障害物の伐除の3日前までに通知するなどの事前手続きをとる時間的余裕がないこと⑤ その他個々具体的に判断し、困難であると認められる場合。
------------------	--------	---